

## ○旭川市地域共生社会の実現に向けた施策の推進条例

令和 4 年 3 月 25 日 条例第 10 号

## 旭川市地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関する条例

## (目的)

第 1 条 この条例は、地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関し基本理念を定め、並びに市の責務並びに社会福祉協議会、関係団体、地域活動団体、事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって誰もが安心して充実した幸せな人生を送ることができる地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域共生社会 誰もが必要に応じた適切な福祉的支援又は配慮を受けながら、可能な限り経済活動（就労、消費等の活動をいう。）、市民活動（地域活動、ボランティア活動等の活動をいう。）、趣味の活動（文化芸術活動、スポーツ等の活動をいう。）等（以下「経済活動等」という。）に参加することで、世代、分野等を超えてつながり、社会の担い手として地域をとともに創り、及び支えらるとともに、自分らしく生きがいを持って生活できる社会をいう。
- (2) 合理的配慮 市民が全ての人権及び基本的自由を平等に享有して日常生活又は社会生活を営む上で支障となる社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの（以下この条において「社会的障壁」という。）の除去が必要であると認識できる場合において、当該除去を必要とする市民以外の者が、過度の負担が生じない範囲で社会的障壁の除去又は代替手段による対応を行うことをいう。
- (3) 地域生活課題 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項に規定する地域生活課題をいう。
- (4) 福祉的支援 国、地方公共団体、公的機関、社会福祉協議会、関係団体、地域活動団体及び事業者が実施する福祉サービス及び地域生活課題を抱える市民に対する支援をいう。
- (5) 福祉的支援を必要とする市民 高齢者、難病等の難治性の疾病の患者、子ども、子育てを行う者、障がい児、障がい者、生活困窮者、虐待又はドメスティック・バイオレンスの被害者、社会的少数者であることにより生きづらさを感じる者、社会的に孤立している者、社会参画に支障がある者その他日常生活を送る上で何らかの支援又は配慮を必要とする全ての市民をいう。

- (6) ケアラー 福祉的支援を必要とする市民に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者をいう。
- (7) 社会福祉協議会 法第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会のうち、市内に事務所を有するものをいう。
- (8) 関係団体 市内で社会福祉を目的とした事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体（前号に掲げるものを除く。）をいう。
- (9) 地域活動団体 旭川市まちづくり基本条例（平成26年旭川市条例第3号）第14条第1項に規定する地域活動団体をいう。
- (10) 事業者 市内で事業を営む個人又は法人その他の団体（第7号及び第8号に掲げるものを除く。）をいう。
- (11) 市民 市内に住所を有する者、市内に居住する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。

（基本理念）

第3条 地域共生社会の実現に向けた施策は、次に掲げる事項を目的として推進されなければならない。

- (1) 福祉的支援を必要とする市民が個性及び多様性を認められ、個々の状況に応じた適切な支援又は配慮を受けることで、福祉的支援を必要とする市民をはじめとする全ての市民が、それぞれの望む形で快適に暮らせること。
- (2) 福祉的支援を必要とする市民及びケアラーが、経済活動等を通じて社会の中で活躍の機会を得ることができること。
- (3) 福祉的支援を必要とする市民をはじめとする全ての市民が、個々の状況に応じた健康増進、介護予防その他の福祉サービスを楽しむ、健康保持に努めることができること。
- (4) 関係団体、地域活動団体及び事業者が、単独で又は他の関係団体、地域活動団体及び事業者と連携して、市及び関係する公的機関との役割分担の下、市民相互の支え合いにより、地域生活課題を解決できること。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、社会福祉協議会との連携及び相互の協力の下、地域共生社会に関する理解を広め、誰もが生きがいを持ち、安心して充実した幸せな人生を送ることができる環境づくりを推進するため、次に掲げる責務を果たすものとする。

- (1) 関係する公的機関、関係団体、地域活動団体、事業者及び市民と連携して、第11条に掲げる事項（以下「基本施策」という。）を総合的かつ計画的に推進すること。

(2) 基本施策を推進するに当たり、社会福祉協議会、関係団体、地域活動団体、事業者及び市民の意見を反映させるよう努めること。

(3) 社会福祉協議会、関係団体、地域活動団体、事業者及び市民がこの条例に規定する役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うこと。

(社会福祉協議会の役割)

第5条 社会福祉協議会は、基本理念にのっとり、市との連携及び相互の協力の下、地域共生社会の実現に向けた施策の主たる担い手として、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

(1) 関係する公的機関、関係団体、地域活動団体、事業者又は市民と協力して、地域生活課題の解決に取り組むこと。

(2) 関係団体、地域活動団体、事業者及び市民に対し、地域共生社会の実現に向けた取組を行うために必要な情報の提供、助言その他必要な支援を行うこと。

(3) 福祉的支援が必要な市民に対し、個々の状況に応じた適切な福祉サービスを受けることができるよう、直接的又は間接的に支援すること。

(4) 地域共生社会の実現に向けた施策の推進につながる地域資源を開拓し、人材の育成及び資質の向上を行うこと。

(関係団体の役割)

第6条 関係団体は、基本理念にのっとり、地域共生社会の実現に向けた施策の推進に主体的に取り組むとともに、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

(1) 単独で又は他の関係団体と連携を図りながら、必要に応じて市、社会福祉協議会及び関係する公的機関と情報を共有し、福祉的支援を必要とする市民が、自らが望む経済活動等に参加できるようになることを目指して、支援又は配慮を行うこと。

(2) 自らの活動を通じて福祉的支援を必要とする市民を発見したときは、市、社会福祉協議会又は関係する公的機関に情報を提供すること。

(3) 自らの活動に参加する市民の心身の健康保持と生きがいづくりを行うこと。

(地域活動団体の役割)

第7条 地域活動団体は、基本理念にのっとり、地域共生社会の実現に向けた施策に協力するとともに、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

(1) 単独で又は他の地域活動団体と連携を図りながら、必要に応じて市、社会福祉協議会、関係する公的機関又は関係団体と協力し、地域における福祉的課題を解決すること。

- (2) 自らの活動を通じて福祉的支援を必要とする市民を発見したときは、市、社会福祉協議会又は関係する公的機関に情報を提供すること。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、地域共生社会に関する理解を深めるとともに、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 労働者の個性及び多様性を尊重し、心身の健康保持を図るための職場環境づくりを行うこと。
- (2) 福祉的支援を必要とする市民の雇用を促進すること。
- (3) 自らが提供する商品及びサービス又は管理する施設及び設備において、福祉的支援を必要とする市民に対し合理的配慮を行うこと。
- (4) 事業活動を通じて福祉的支援を必要とする市民を発見したときは、市、社会福祉協議会又は関係する公的機関に情報を提供すること。

(市民の役割)

第9条 市民は、基本理念にのっとり、地域共生社会に関する理解を深めるとともに、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 市、社会福祉協議会、関係する公的機関、関係団体及び地域活動団体が推進する地域共生社会の実現に向けた取組に協力すること。
- (2) 自身及び家族の心身の健康を保持すること。
- (3) 自身の心身の健康状況等に応じて経済活動等に参加し、地域社会の活性化と地域福祉を推進すること。
- (4) 福祉的支援を必要とする市民に対し、過度な負担が生じない範囲での支援又は合理的配慮を行うこと。

(他分野との連携)

第10条 市は、地域共生社会の実現のため、福祉分野のほか、保健、医療、市民生活、人権、教育、文化、スポーツ、経済、農業その他の分野の事業と連携して基本施策を推進するものとする。

(基本施策)

第11条 市は、地域共生社会の実現に向け、次に掲げる事項を施策の基本として推進するものとする。

- (1) 市民の個性及び多様性を尊重し、福祉的支援を必要とする市民であることを理由とする不当な差別的取扱いを受けることのない環境づくりに取り組むこと。
- (2) 福祉的支援を必要とする市民に対して支援又は配慮を行うとともに、地域活動団体、事業者及び市民に対し、合理的配慮の実施の推進に取り組むこと。

- (3) 関係団体，地域活動団体，事業者及び市民に対し，地域共生社会，福祉的支援及び合理的配慮についての理解を深めるための機会の提供及び周知並びに啓発に取り組むこと。
- (4) 福祉的支援を必要とする市民が，福祉，保健，医療，まちづくり，教育，就労支援その他の制度の枠を超えて，個々の状況に応じた福祉サービスを受けることができる包括的な相談支援体制の整備に取り組むこと。
- (5) 福祉的支援を必要とする市民を地域の中で把握し，当該福祉的支援を必要とする市民を個々の状況に応じた支援に結びつけるよう取り組むこと。
- (6) 福祉的支援を必要とする市民及びケアラーの経済活動等への参加の促進に取り組むこと。
- (7) 誰もが経済活動等を通じて生きがいを持ち，地域社会の活性化と地域福祉の推進に寄与できるように取り組むこと。
- (8) 福祉的支援を必要とする市民，ケアラー及び関係団体に必要な情報が行き届くよう，その発信に取り組むこと。
- (9) 市民の心身の健康保持を図るため，市民一人一人の状態に応じた心身の健康増進，介護予防等に取り組むこと。
- (10) 地域共生社会の実現に向けた取組への市民の参加の促進に取り組むこと。
- (11) 関係団体，地域活動団体，事業者及び市民が行う，地域における福祉的課題の自主的な解決を図る活動の支援に取り組むこと。
- (12) 福祉的支援に関わる者の人材育成及び人材確保の促進に取り組むこと。

(財政上の措置)

第12条 市は，地域共生社会の実現に向けた施策を推進するため，必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(評価検証)

第13条 市は，この条例を踏まえた地域共生社会の実現に向けた施策の推進状況について評価検証し，その結果を公表するものとする。

附 則

この条例は，令和4年4月1日から施行する。